

駿河台大学試験規程

昭和62年 4月 1日制定
令和 3年 6月24日最近改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、駿河台大学学則第35条の規定に基づき試験に関し必要な事項を定める。

(試験の種類)

第2条 試験は、定期試験、追試験及び再試験、並びにその他定期試験に準じて行われる臨時試験とする。

(単位の修得)

第3条 履修登録をした授業科目の成績評価基準に前条に定める試験が含まれる場合には、その試験を受験し、合格しなければならない。

(試験の方法)

第4条 試験は、原則として、筆記試験で行う。ただし、科目担当教員の判断によって、口述試験、レポートの提出等を筆記試験に加え、あるいは筆記試験に替えることができる。

(試験時間)

第5条 試験時間は、原則として60分とする。

2 授業科目によっては、前項の試験時間を変更して行うことがある。

(学生証の携帯)

第6条 試験を受験する者は、学生証を携帯し、監督者の指示により提示しなければならない。

(入場・遅刻・退場)

第7条 試験場への入場は、監督者の指示に従い、所定の座席に着席しなければならない。

2 試験場への入場は、試験開始後15分まで許可する。

3 試験場からの退場は、試験開始後45分を経過しなければならない。

(退場命令)

第8条 試験場において、監督者の指示に従わない者については、監督者は退場を命じることができる。

(受験資格)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受験する資格を有しない。

- (1) 履修科目を登録していない者（履修届不備で届出が無効になったものを含む。）
- (2) 追試験・再試験については、その手続を行わなかった者
- (3) 休学中の者
- (4) 学費未納者
- (5) 停学期間中の者

第2章 定期試験

(定期試験)

第10条 定期試験は、各学期末に実施する。ただし、教務委員会並びに教授会の議を経て、定期試験の時期を変更して実施することがある。

(日程・方法)

第11条 定期試験の日程・方法等は、試験開始期日の約1週間前に公表する。

第3章 臨時試験

(臨時試験)

第12条 定期試験のほか、次の場合に臨時試験を行うことがある。

- (1) 担当教員が必要と認めた場合
- (2) 教授会が必要と認めた場合

第4章 追試験

(追試験)

第13条 教務委員会の定める科目の定期試験に関しては、所定の期日にやむを得ない事由によって受験できなかった者に対して、追試験を行う。

- 2 前項の追試験は、定期試験実施日後所定期間内に理由を詳記した所定の試験欠席届を提出し、その理由が正当と認められた場合に限り受験することができる。なお、病気のため欠席した場合は、原則として診断書を添付しなければならない。

(実施時期)

第14条 追試験は、教務委員会の定めるところに従って、定期試験終了後、一定の期間をおいて実施する。

(日程・方法)

第15条 追試験の日程・方法等は、試験開始期日の約1週間前に公表する。

(受験手続及び受験料)

第16条 追試験を受験する者は、事前に受験手続きを行い、受験料を納付しなければならない。

- 2 前項の受験料の額は、別に定める。

第5章 再試験

(再試験)

第17条 最終年次の者に対して、定期試験が不合格となった授業科目について、卒業資格及び教育職員免許状取得のための再試験を行うことがある。

(受験資格)

第18条 再試験は、学則第32条に規定する卒業最低修得単位数を12単位以内で満たすことができる者に限り受験できる。

- 2 教職課程履修者においては、卒業資格を得た者で、8単位以内で教育職員免許状を取得できる見込みの者に限り受験できる。

(受験授業科目)

第19条 前条の受験資格を備えた者が受験できる授業科目は、当該年度において受験し、不合格になった授業科目の範囲内で、卒業最低修得単位及び教育職員免許状を取得するに必要最少限度の授業科目とする。

(実施時期)

第20条 再試験は、教務委員会の定めるところに従って、最終年次の最終学期の成績発表後、一定の期間において実施する。

(日程・方法)

第21条 再試験の日程・方法等は、試験開始期日の約1週間前に公表する。

(受験手続及び受験料)

第22条 再試験を受験する者は、事前に受験手続きを行い、受験料を納付しなければならない。

- 2 前項の受験料の額は、別に定める。

第6章 不正行為

(不正行為)

第23条 不正行為とは、試験中における次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 持ち込み禁止物の使用
- (2) 当該科目についてのメモ等の使用
- (3) 他人の答案を見、又は他人に答案を見せること
- (4) 持ち込み許可物の貸借
- (5) その他、試験の公正を害し、又は害する虞れのある行為
(受験資格の喪失)

第24条 不正行為を行った者は、当該学期中それ以降に行われる試験の受験資格を失う。

(単位の認定)

第25条 不正行為を行った者の履修科目の単位認定については、別表1のとおりとする。

(定期試験期間中の処分の言い渡し)

第26条 定期試験期間中の試験において不正行為を発見した場合には、監督者は直ちに受験を中止させ、その受験者をその日の試験実施責任者のところへ出頭させなければならない。

- 2 試験実施責任者は、不正行為の有無を調査し、不正行為が行われたことを確認した場合には、第24条に定めるところを言い渡す。
- 3 試験実施責任者は、不正行為があった旨及び前項の言い渡しについて学生支援担当副学長に報告し、学生支援担当副学長は教授会に報告する。

(臨時・追・再試験中の不正行為の取り扱い)

第27条 臨時試験、追試験、再試験において不正行為を発見した場合には、監督者は直ちに不正行為者の受験を中止させ、不正行為の有無を調査し、不正行為が行われたことを確認した場合には、第24条に定めるところを言い渡す。

- 2 監督者は、不正行為があった旨及び前項の言い渡しについて学生支援担当副学長に報告し、学生支援担当副学長は教授会に報告する。

(懲戒処分)

第28条 不正行為者には、教授会の議を経て学長が学則第51条第2項に定める懲戒処分を行う。

(誓約書の提出)

第29条 不正行為者には、誓約書を提出させるものとする。

第7章 成績発表

(試験の可否)

第30条 試験に関しては、100点満点中、60点以上を合格、60点未満を不合格とする。

(成績表の交付)

第31条 春学期科目の成績結果については10月上旬に、秋学期科目及び通年科目の成績結果については、次年度の4月上旬に各々成績表を交付する。

- 2 卒業生の成績結果については、前項の時期にかかわらず、卒業式当日に成績表を交付する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

平成元年4月1日一部改正。

平成2年4月1日一部改正。

この改正規程は、平成2年12月20日から施行し、平成2年9月1日から適用する。

平成6年4月1日一部改正。

平成7年4月1日一部改正。

平成8年4月1日一部改正。

平成9年4月1日一部改正。

平成15年4月1日一部改正。ただし、第30条の規定に関し、平成14年度以前の入学者の適用については、なお、従前の例による。

平成26年4月1日一部改正。

平成27年4月1日一部改正。

令和3年7月1日一部改正。

[別表1]

春学期期間中の試験における不正行為	春学期科目	単位を認定せず
	通年科目	春学期の点数を0とし、全体の評価は担当教員の裁量に委ねる
	秋学期科目	影響せず
秋学期期間中の試験における不正行為	春学期科目	影響せず
	通年科目	春学期について評価をしていない場合には、単位を認定せず。春学期について評価をしている場合には、担当教員の裁量に委ねる
	秋学期科目	単位を認定せず